

○観音寺市自主防災力強化事業費補助金交付要綱

平成24年 8 月 8 日告示第150号

改正

平成25年 3 月 5 日告示第27号

令和 3 年 5 月18日告示第120号

観音寺市自主防災力強化事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、実践的な防災訓練を実施する本市の自主防災組織に対し、観音寺市自主防災力強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、地域における防災力を強化し、災害時の被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象事業名	補助対象事業の内容	補助対象者
地域防災訓練支援事業	補助対象者が、小学校区（市長が特に認めるときは、小学校区を分割した区域）を単位として地域の子どもや保護者と一体となって行う実践的な防災訓練をいう。	市内の自主防災組織又は複合自主防災組織
防災士育成支援事業	市内の自主防災組織の中心となって活動することを目的に、補助対象者が防災士資格を取得することをいう。	市内に住所を有する者で、市税を滞納していないもの

2 前項の補助対象事業に対する補助金の交付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域防災訓練支援事業 1 小学校区につき一回限り（小学校区を分割して行った場合は、分割した区域につき 1 回限り）
- (2) 防災士育成支援事業 次条第 2 号に掲げる経費についてそれぞれ 1 人につき 1 回限り

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 地域防災訓練支援事業 次に掲げる経費

ア 初期消火用、情報連絡用、救出救護用、水防用、避難用、訓練用、給食給水用等資機材の整備経費

イ 炊き出し食材費用等の購入経費

ウ 専門家、インストラクター等への報償費及び旅費

エ 資料、参考図書等の購入経費

(2) 防災士育成支援事業 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）が認証登録する防災士資格の取得に当たり必要な次に掲げる経費

ア 機構が認証した研修機関による研修講座（以下「講座」という。）の受講料及び教本購入費

イ 防災士資格取得試験受験料

ウ 防災士認証登録申請料

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち実際に要した費用とし、次の各号に掲げる金額を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 地域防災訓練事業 1小学校区の訓練につき50万円（小学校区を分割して訓練を行った場合は、分割した区域の総額で50万円）

(2) 防災士育成支援事業 1人につき20,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、自主防災力強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

補助対象事業	添付書類
地域防災訓練支援事業	(1) 地域防災訓練支援事業実施計画書（当初・変更）（様式第2号）

	(2) その他市長が必要と認めるもの
防災士育成支援事業	(1) 防災士育成支援事業実施計画書（当初・変更）（様式第3号） (2) 住民票の写し (3) 市税完納証明書 (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、自主防災力強化事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、自主防災力強化事業費補助金交付変更承認申請書（様式第5号）に前条の表に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに自主防災力強化事業費補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 地域防災訓練支援事業

- ア 補助対象事業を実施したことが分かる写真
- イ 訓練に要した経費の領収書又は請求書
- ウ その他市長が必要と認める書類

（2） 防災士育成支援事業

- ア 講座の履修を証明する書類
- イ 講座の受講料及び教本購入費の領収書
- ウ 防災士資格取得試験の結果通知の写し
- エ 機構が発行する認証状の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、自主防災力強化事業費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、自主防災力強化事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 交付金を事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付金交付の条件に違反したとき、又は事業に関して不正があったとき。

(4) 不正の手段により交付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 補助対象事業の実施が著しく不適當と認められたとき。

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則（平成25年3月5日告示第27号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月18日告示第120号）

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。